

ディープテック・スタートアップ支援事業（DTSU）

及び

**GX分野のディープテック・スタートアップに対する
実用化研究開発・量産化実証支援事業（GX）**

の主な違いについて

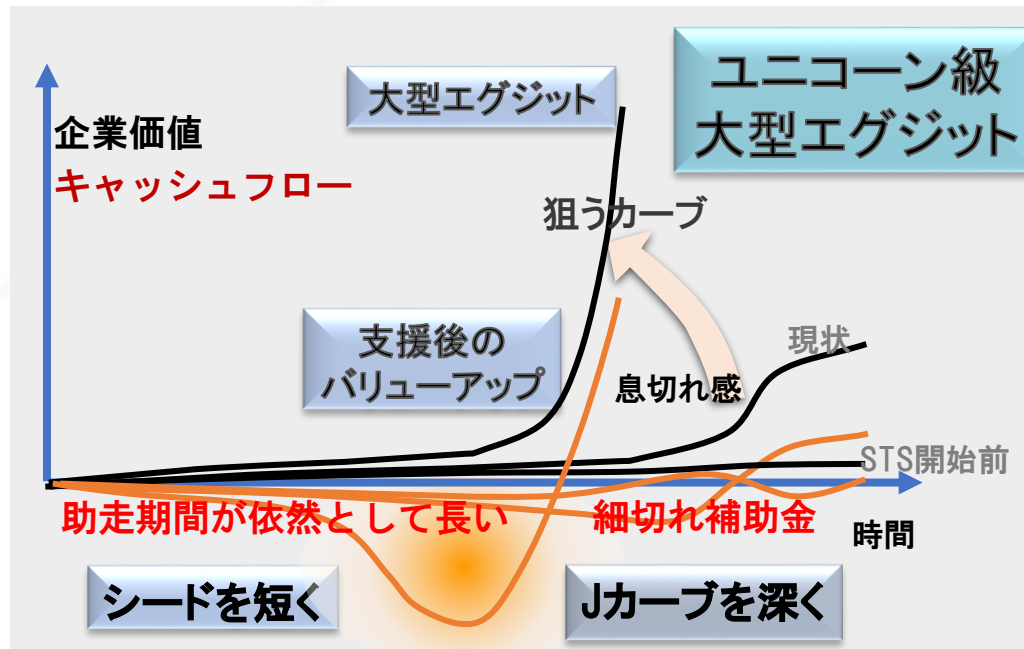
NEDO

スタートアップ支援部

2024年10月現在

両事業の制度趣旨について

- **DTSU事業**は、**ユニコーン級の大型エグジット**創出に向け、ディープテック・スタートアップの実用化開発・量産実証を支援するもの。シード期に係る期間を短くし、**Jカーブ**を深ぼっていただくことで、**急成長**を遂げていただくことを制度趣旨とする。
- **GX事業**においても、**上記の制度趣旨は同様**。加えて、**事業を通じたCO₂の排出削減と経済成長を同時に実現するGXの推進を図る**。
- また、**GX事業**においては、より多様な形態での応募を想定し、**DTSU事業**と比較して**応募要件を一部緩和しているが、上記の制度趣旨を維持するように審査**を実施予定。
- 以降、両事業の応募要件の違い等について記載。



違い①：応募に必要な出資等の要件

- DTSU事業のうちSTSフェーズ、PCAフェーズでは、所定の期間内に、助成対象費用の1/3以上の金額の出資・融資を得ることが必要。
- DTSU事業のうちDMPフェーズ、GX事業では、上記のような出資要件は課さない。ただし、出資が行われる場合、審査において評価。
- フェーズごとのポイントは下記の通り。

	DTSU事業	GX事業
STSフェーズ	<ul style="list-style-type: none"> ● VC等、CVC、事業会社からの出資のみを加算でき、<u>VC等またはCVCからの出資必須。</u> ● 最大出資者は<u>VC等、CVCのいずれか。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 出資要件なし。 ● 所定の期間内にVC等やCVC、事業会社からの<u>出資が行われる場合、当該出資の態様等を勘案して審査において評価。</u> ● 以下の場合には<u>所定の期間内での出資が必須。</u> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 既存株主以外からパートナーVC候補を立てて申請する場合（VC等、CVC） ➢ 設立年数要件の例外事項の充足に必要な出資を応募時点で受けていない場合（VC等） ➢ 株主構成の要件を提案締切日時点で充足していない場合（VC等、CVC、これらに類する者（※GXのみ））
PCAフェーズ	<ul style="list-style-type: none"> ● VC等、CVC、事業会社からの出資、金融機関からの融資のいずれも加算できる。 ● 最大出資者・融資者は、<u>VC等、CVC、事業会社、金融機関のいずれも可。</u> 	
DMPフェーズ	<ul style="list-style-type: none"> ● GX事業と同様だが、右記に加え、<u>所定の期間内での出資が下記の場合も必須</u> <ul style="list-style-type: none"> ➢ NEDO負担率を2/3以内とするために必要な助成対象費用の1/6以上の金額の出資を応募時点で受けていない場合（VC等、CVC、事業会社） 	

違い②：株主構成に係る要件

- **DTSU事業**、**GX事業**のいずれにおいても、制度趣旨に鑑み、VC等、CVCが株主構成に加わった状態で事業を行うことを想定。
- 具体的な要件設定は下記の通り。

	DTSU事業	GX事業
STSフェーズ	※規定なし（ <u>応募に際し、VC等またはCVCからの出資が必須であるため</u> ）。	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>採択決定日以降のNEDOが指定する日までにVC等またはCVC、これらに類する者が株主構成に加わっていること。</u> ※提案締切日時点で充足していない場合、該当する者からの <u>出資意向確認書の提出、所定の期間内での出資が必須。</u>
PCAフェーズ	● <u>VC等またはCVCが株主構成に含まれていること</u> 、もしくは採択決定日以降の <u>NEDOが指定する日までに加わること</u> （出資報告書あるいは出資意向確認書を提出した者に限る）。	
DMPフェーズ		

違い③：パートナーVC

- **DTSU事業**、**GX事業**のいずれにおいても、VC等、CVCのうち、「所定の期間内に出資を行う最大出資者や最大持株比率の者」や、「既存株主や所定の期間内に出資を行う者のうち最も主体的にハンズオン支援を行う者」を「**パートナーVC**」として指定することができる。
- パートナーVCを立てる場合は、パートナーVC候補が「ハンズオン計画書」及び「VC等、CVC情報項目ファイル」を作成し提出する必要あり。
- パートナーVCの**要件や役割は、両事業で違いはない。**
- 他方で、各フェーズでのパートナーVCの位置づけは下記の通り。

	DTSU事業	GX事業
STSフェーズ	<ul style="list-style-type: none"> ● 助成事業開始時にパートナーVCがいることが必須。 ● 既存株主以外からパートナーVC候補を立てて申請する場合、<u>所定の期間内に当該候補からの出資があることが必須</u>。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 全フェーズで、助成事業開始時にパートナーVCがいることが任意。 ● 既存株主以外からパートナーVC候補を立てて申請する場合、<u>所定の期間内に当該候補からの出資があることが必須</u>。
PCAフェーズ	<ul style="list-style-type: none"> ● 助成事業開始時にパートナーVCがいることが任意。 ● 既存株主以外からパートナーVC候補を立てて申請する場合、<u>所定の期間内に当該候補からの出資があることが必須</u>。 	
DMPフェーズ	<ul style="list-style-type: none"> ● 既存株主以外からパートナーVC候補を立てて申請する場合、<u>所定の期間内に当該候補からの出資があることが必須</u>。 	

違い④-1：GX関連事項（助成対象事業）

- ・ **DTSU事業**では下記①～③を満たす**鈷工業技術全般（原子力、医薬品、再生医療等製品除く）が対象**。他方、**GX事業**では、下記①～③に加え、**④に示すエネルギー由来のCO₂削減に資する技術分野に限定**。

- ① **経済産業省所管の鈷工業技術（例えば、ロボティクス、AI、エレクトロニクス、IoT、クリーンテクノロジー、素材、医療機器、ライフサイエンス、バイオテクノロジー、航空宇宙等。ただし、原子力技術に係るものは除く。）**であること。
- ② 具体的技術シーズがあつて、**技術開発要素があること**が想定されること。なお、スマートフォンのアプリ開発のためのソフトウェアのコーディングなど、技術開発要素が少ないものや、既存製品（購入品）を利用しただけのものについては対象外とする。
- ③ 競争力強化のためのイノベーションを創出するものであること。
なお、実証段階にあつても、技術開発要素があると認められるものについては、提案可能です。
また、**医薬品及び再生医療等製品に係る開発は原則として対象外**とします。ただし、医薬品開発を加速する支援技術の開発や、医療機器、医療検査技術等、経済産業省所管の鈷工業技術に係る複合技術の開発は助成対象とします。
- ④ 脱炭素成長型経済構造移行推進戦略を踏まえて、CO₂の排出削減に向けた野心的な目標を掲げるなど世界規模でのカーボンニュートラルの実現及び日本の産業競争力の強化のためのイノベーションを創出するものを対象とし、そのうち、**太陽光・風力・水素等の非化石エネルギーの開発及び利用の促進、次世代のリチウムイオン電池、非化石由来の原料に転換する革新素材、その他省エネルギー実現に資する半導体・革新素材・AIの開発等のエネルギー利用の高度化の促進、又は事業所等から排出されるCO₂の排出の抑制に係る事業**であること（※9）。また、脱炭素成長型経済構造移行推進戦略にある「**国による投資促進策の基本原則**」に**則したものであること**（※10）。
※9 事業所等から排出されるCO₂の排出の抑制に係る事業については、エネルギー起源のCO₂排出削減に繋がる技術の開発が対象となります。大気中のCO₂を直接に回収する技術に係る研究開発事業については、回収したCO₂の分離や利用等に係る研究開発を含む等、総体として、非化石エネルギーの開発・利用の促進、エネルギー利用の高度化、エネルギー起源CO₂の排出抑制に資すると考えられる場合には、対象となり得ます。
※10 当該原則に記載の通り、国内の人的・物的投資拡大につながるものが支援対象であり、海外に閉じる設備投資など国内での排出削減に効かない事業は対象外となる点にご留意ください。

違い④-2 : GX関連事項 (GXに係る取組申告書の提出)

- GX事業では、**追加資料11の「GXに係る取組申告書」**の提出が必要 (**DTSU事業**では不要)。
- 取組申告書には、**現在実施しているGXの取組、交付決定後に実施するGXの取組、助成事業を通じて実施予定のCO₂排出削減の取組**を記載。

分類番号13011
【追加資料 11】

「GX分野のディープテック・スタートアップに対する実用化研究開発・
産業化実証支援事業」への提案にあたってのGXに係る取組申告書

事業者名 株式会社

1. 本申告書に記載の情報の取扱い
当社は、本申告書（CO₂排出削減の取組）も含むの提出をもって、NEDOに対して、当社のGXに係る取組の実施状況に関する情報を提供します。
また、「GX分野のディープテック・スタートアップに対する実用化研究開発・産業化実証支援事業（以下、「本事業」という。）」の投稿審査にあたって、本文中に記載の情報をNEDO及び本事業の審査を行う関係者が活用することについて承諾します。

2. 本事業に提案する企業に求められるGXに係る取組の実施状況
当社は、GXに係る取組として、次の「i. 自らの排出削減の取組」、「ii. サプライチェーンでの炭素中立に向けた取組」及び「iii. 製品・サービスを通じた市場での取組」とのあり、実施又は計画しているところです。

i. 当社が国内で直接・間接の排出量を把握するとともに、それらに関する削減目標の設定と、その達成に向けた削減取組の実施を行います（以下、いずれかにチェックしてください）。

すでに実施しています。
今後（又は交付決定以降に）、実施します

ii. 自社の製品の生産等に関わるサプライヤーを巻き込んだ脱炭素化を進める活動・取組や、自社の製品等の販売・展開先となる需要家や生活者に対しても脱炭素に向けた活動実績を明示し、同時にそれらにおける意識醸成について、次のとおり実施または計画しています。

自由に記載ください。

iii. 生活者や教育機関、NPO・NGO等との気候変動の取組に関する活動や、自社又は他者との協業による製品等の脱炭素化に向けたイノベーション等の活動や、カーボンオフセット製品の市場投入・拡大等について、次のとおり実施又は計画しています。

自由に記載ください。

3. その他確認事項
以下について、御社として満たす場合はチェックをしてください。
本申告書に記載の内容に虚偽はありません。
本申告書に記載の内容について、交付決定後、変更はありません。

1枚目
GXに係る現状の取り組み
や今後の計画等を記載

分類番号13011

CO₂排出削減の取組

1. 解決につながる課題とその根拠
本事業で実施する取組が、貴社の製品・サービスの事業化に際してのCO₂排出削減にどう結びつつか説明してください。

2. CO₂削減効果の試算
(a) 製品・サービス1単位あたりの年間のCO₂削減量: _____ [t-CO₂/年/単位]
(b) 20XX年の製品・サービスの販売見込: _____ [年/単位]
内、国内の製品・サービスの販売見込(b'): _____ [年/単位]
(c) 20XX年の年間のCO₂削減量((a) × (b)): _____ [t-CO₂]
内、国内のCO₂削減量((a) × (b')): _____ [t-CO₂]

(d) 算出根拠
・(a)、(b)の算出過程を記載してください。仮定や前提条件は任意に設定し説明してください。
・(b)、(b')、(c)の時期は、製品・サービスの事業化予定時点を記載ください。なお、国内のCO₂削減効果がない事業は対象外となるのでご注意ください(③)は要対策事業※1(必須)。
・(d)算出根拠には、補算・算定の際に用いた根拠や考え方やマイルストーンと、助成事業期間中の研究開発やその成果の事業化の項目との関係性も具体的に含め説明してください。
(※)NEDOでは、気候変動問題の解決に資するために構築・実証に取り組むべき技術を選定していく上で、各々の社会システムとそれを支えるRDXに算定する技術を体系的に整理し、その上で2050年のカーボンニュートラルを見据えてそれらのCO₂削減効果を総合的・体系的に評価することを認容する「総合指針2023」を公表しています。CO₂削減効果を算定するに当たっての考え方には、様々な手法がありますが、併用例として参考までお示しします。
<https://www.nedo.go.jp/content/100964787.pdf>

2枚目
提案事業の開発による
CO₂削減効果の試算と
算出根拠を記載

違い④-3 : GX関連事項（審査項目）

- **DTSU事業**、**GX事業**のいずれにおいても、「事業性評価」、「技術評価」、「事業目的への適合性」に大別される各審査項目による総合評価により審査される。
- **GX事業**では、「事業性評価」において、「将来を含めて国内のCO₂の排出削減に貢献するものであること」との審査項目も設けられていることに留意（**DTSU事業**には設けていない）。

○事業性評価

- 顧客のペイン（痛みが伴うほどの強いニーズ）と事業者が提供しようとするソリューションが明確で、ビジネスの確からしさが十分にあること。
- 取り組む事業について、市場性（市場規模、市場の成長性）が見込めること。
- 事業推進に必要な経営体制および研究開発体制が構築されること。
- 事業化のための適切な事業モデルが構築され、また、事業化実現に向けての活動や体制構築がなされること。特に、研究開発の責任者だけでなく、事業化の責任者が別に経営陣にいるなど、事業化・社会実装を実現させるためのチームビルディングがされていること。
- 予想されるリスク（市場変動、技術変革等）等への対策を考慮した中長期的な事業計画や成長戦略が描けており、優位性を確立した上で、新規産業や新規市場の創出に貢献するものであること。
- 事業化実現に向けて、伴走する関係者（VC等、CVC、事業会社）が適切な体制を構築し支援を行うことが見込まれること。
- 将来を含めて国内のCO₂の排出削減に貢献するものであること。【GX事業のみ】

○技術評価

- 技術シーズがある程度かたまっており、使える状態にあること。
- 開発目標の設定、スケジュール、費用の使い方（委託・共同研究先も含む）が想定した市場参入に向けたソリューション開発に対して適切であること。
- 開発目標となる技術に新規性や差別性や優位性があり、顕著な競争力が期待できること。
- 技術上又は知財権上、ビジネス上の参入障壁を構築できていること。
- 国内で主な研究開発が行われるなど、日本国内で創出された技術シーズが相当程度活用され我が国の研究開発力の強化に資すること。

○事業目的への適合性

- 本事業の目的に合致していること。
- 経済社会課題の解決に貢献する事業であること。

違い⑤：設立年数要件の例外事項

- **DTSU事業**、**GX事業**のいずれにおいても、応募要件として設立年数について定めているところ。
- 当該要件の例外事項も定めており、各事業ごとの違いは下記の通り。

DTSU事業のSTSフェーズ・PCAフェーズ	DTSU事業のDMPフェーズ・GX事業
【原則】 <ul style="list-style-type: none">● 設立から一定年数以内（STSフェーズ・PCAフェーズの場合10年、DMPフェーズの場合15年）の企業であること	
【例外】 <ul style="list-style-type: none">● <u>初めてVC等からの資金調達を行ってから5年以内</u>であること <p style="text-align: center;">もしくは、</p> <ul style="list-style-type: none">● 応募に際し必要となる出資または融資のうち、<u>1/2以上がVC等からの出資</u>であること	【例外】 <ul style="list-style-type: none">● <u>初めてVC等からの資金調達を行ってからSTSフェーズ・PCAフェーズは5年、DMPフェーズは10年以内</u>であること <p style="text-align: center;">もしくは、</p> <ul style="list-style-type: none">● <u>所定の期間内に、助成対象費用の1/6以上の金額の出資をVC等から受けている、あるいは受ける予定</u>であること

違い⑥：NEDO負担率

- **DTSU事業**、**GX事業**のいずれにおいても、助成対象費用に対するNEDO負担率を設定。詳細は下記の通り。

	DTSU事業	GX事業
STSフェーズ	● 助成対象費用の <u>2/3以内</u> 。	● 助成対象費用の <u>2/3以内</u> 。
PCAフェーズ		
DMPフェーズ	● 助成対象費用の <u>2/3以内もしくは1/2以内</u> 。 ※ <u>助成対象費用の1/6以上の金額の出資を、NEDOが定める所定の期間内に得ることを出資報告書／出資意向確認書の提出により示す場合、NEDO負担率は2/3以内</u>	